

議案第 8 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年 2 月12日

沖縄県教育委員会

教育長が「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見

議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、異義ありません。

## 条例案の概要の説明

## 1 件名

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

## 2 改正の経緯及び必要性

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）等により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、使用料の額、利用料金の基準額等を改める必要がある。

## 3 改正案の概要

（第1条～第22条省略）

（沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第23条** 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、「250円」を「260円」に、「350円」を「360円」に、「700円」を「720円」に改める。

（沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第24条** 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3,000円」を「3,090円」に改める。

別表第1中「400円」を「410円」に、「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に、「240円」を「250円」

に、「160円」を「170円」に改める。

別表第2中「1,200円」を「1,230円」に、「750円」を「770円」に、「450円」を「460円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,600円」を「2,670円」に、「1,600円」を「1,650円」に、「1,150円」を「1,180円」に、「900円」を「930円」に、「600円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「3,900円」を「4,010円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「1,000円」を「1,030円」に改める。

別表第3中「29,100円」を「29,930円」に、「87,300円」を「89,790円」に、「38,100円」を「39,190円」に、「114,300円」を「117,570円」に、「9,000円」を「9,260円」に、「27,000円」を「27,770円」に、「15,900円」を「16,350円」に、「47,700円」を「49,060円」に、「8,100円」を「8,330円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「8,200円」を「8,430円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「22,500円」を「23,140円」に、「32,800円」を「33,740円」に、「98,400円」を「101,210円」に、「40,700円」を「41,860円」に、「122,100円」を「125,590円」に、「9,100円」を「9,360円」に、「27,300円」を「28,080円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「10,200円」を「10,490円」に改める。

## 5 関係各課との調整状況

各条例所管課と調整済み

## 6 添付資料

### (1) 新旧対照表

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）新旧対照表

改正案	現行																												
<p>第14条（略）</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="821 1160 1332 2078"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊室</td> <td>児童及び生徒 1人1泊につき310円</td> </tr> <tr> <td>一般及びび学生 1人1泊につき620円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td>児童及びび生徒 1人1泊につき150円</td> </tr> <tr> <td>一般及びび学生 1人1泊につき260円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室及びび訓 練室</td> <td>児童及びび生徒 1室1時間につき150円</td> </tr> <tr> <td>一般及びび学生 1室1時間につき360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プレイホール</td> <td>児童及びび生徒 1時間につき360円</td> </tr> <tr> <td>一般及びび学生 1時間につき720円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	区分	基準額	宿泊室	児童及び生徒 1人1泊につき310円	一般及びび学生 1人1泊につき620円	キャンプ場	児童及びび生徒 1人1泊につき150円	一般及びび学生 1人1泊につき260円	研修室及びび訓 練室	児童及びび生徒 1室1時間につき150円	一般及びび学生 1室1時間につき360円	プレイホール	児童及びび生徒 1時間につき360円	一般及びび学生 1時間につき720円	<p>（利用料金）</p> <p>第14条 利用者は、青少年の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときは、同様とする。</p> <p>4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="821 174 1332 1070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊室</td> <td>児童及びび生徒 1人1泊につき300円</td> </tr> <tr> <td>一般及びび学生 1人1泊につき600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td>児童及びび生徒 1人1泊につき150円</td> </tr> <tr> <td>一般及びび学生 1人1泊につき250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室及びび訓 練室</td> <td>児童及びび生徒 1室1時間につき150円</td> </tr> <tr> <td>一般及びび学生 1室1時間につき350円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プレイホール</td> <td>児童及びび生徒 1時間につき350円</td> </tr> <tr> <td>一般及びび学生 1時間につき700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	区分	基準額	宿泊室	児童及びび生徒 1人1泊につき300円	一般及びび学生 1人1泊につき600円	キャンプ場	児童及びび生徒 1人1泊につき150円	一般及びび学生 1人1泊につき250円	研修室及びび訓 練室	児童及びび生徒 1室1時間につき150円	一般及びび学生 1室1時間につき350円	プレイホール	児童及びび生徒 1時間につき350円	一般及びび学生 1時間につき700円
区分	基準額																												
宿泊室	児童及び生徒 1人1泊につき310円																												
	一般及びび学生 1人1泊につき620円																												
キャンプ場	児童及びび生徒 1人1泊につき150円																												
	一般及びび学生 1人1泊につき260円																												
研修室及びび訓 練室	児童及びび生徒 1室1時間につき150円																												
	一般及びび学生 1室1時間につき360円																												
プレイホール	児童及びび生徒 1時間につき360円																												
	一般及びび学生 1時間につき720円																												
区分	基準額																												
宿泊室	児童及びび生徒 1人1泊につき300円																												
	一般及びび学生 1人1泊につき600円																												
キャンプ場	児童及びび生徒 1人1泊につき150円																												
	一般及びび学生 1人1泊につき250円																												
研修室及びび訓 練室	児童及びび生徒 1室1時間につき150円																												
	一般及びび学生 1室1時間につき350円																												
プレイホール	児童及びび生徒 1時間につき350円																												
	一般及びび学生 1時間につき700円																												

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、<u>3,090円</u>を超えない範囲内で、その都度指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>第14条（略）</p>	<p>（観覧料）</p> <p>第11条 常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2 常設展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第1に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、<u>3,000円</u>を超えない範囲内で、その都度指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者は、第2項から前項までの規定により、観覧料を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。観覧料を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>6 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。</p> <p>7 観覧料は、指定管理者の収入とする。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第14条 別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3（略）</p>

(利用料金)

- 第19条 利用者、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。
- 2 利用料金は、別表第3に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 第11条第5項から第7項まで、第12条及び第13条の規定は、利用料金について準用する。

第19条 (略)

別表第1 (第11条関係)

区分	基準額 (1人につき)	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	330円
	大学生及び高校生	210円
	中学生及び小学生 150円 (県外の中学生 及び小学生に限る。)	120円 (県外の中学生 及び小学生に限る。)
美術館施設	一般	250円
	大学生及び高校生	170円
	中学生及び小学生 100円 (県外の中学生 及び小学生に限る。)	80円 (県外の中学生及 び小学生に限る。)

備考 (略)

別表第1 (第11条関係)

区分	基準額 (1人につき)	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	320円
	大学生及び高校生	200円
	中学生及び小学生 150円 (県外の中学生 及び小学生に限る。)	120円 (県外の中学生及 び小学生に限る。)
美術館施設	一般	240円
	大学生及び高校生	160円
	中学生及び小学生 100円 (県外の中学生 及び小学生に限る。)	80円 (県外の中学生及 び小学生に限る。)

備考 (略)

別表第2 (第11条関係)

区分	基準額 (1人につき)	
	一般	大学生及び高校生 中学生及び小学生
常設展	1,230円	460円 (県外の中学生 及び小学生に限る。)
博物館施設	4,320円	1,650円 (県内の中 生及び小学生にあつて

別表第2 (第11条関係)

区分	基準額 (1人につき)	
	一般	大学生及び高 校生 中学生及び 小学生
常設展	1,200円	450円 (県外の中学生及 び小学生に限る。)
博物館施設	4,200円	1,600円 (県内の中 生及び小学生にあつて

美術館施設	常設展	930円	620円	は、1,180円)
	常設展及び企画展	4,010円	2,670円	310円 (県外の中学生及び小学生に限る。)
	画展			1,340円 (県内の中学生及び小学生にあっては、1,030円)

備考 (略)

別表第3 (第14条、第19条関係)

1 施設利用料金

(1) 博物館施設利用料金

区分		基準額 (1日につき)	
企画展示室	入場料を徴収しない場合		29,930円
	入場料を徴収する場合		89,790円
特別展示室	入場料を徴収しない場合		39,190円
	入場料を徴収する場合		117,570円
実習室	入場料を徴収しない場合		9,260円
	入場料を徴収する場合		27,770円
講座室	入場料を徴収しない場合		16,350円
	入場料を徴収する場合		49,060円

(2) 美術館施設利用料金

区分		基準額 (1日につき)	
県民ギャラリー1			8,330円
			7,710円
			7,710円
			8,430円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合		7,200円
	入場料を徴収する場合		21,600円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合		7,710円

美術館施設	常設展	900円	600円	は、1,150円)
	常設展及び企画展	3,900円	2,600円	300円 (県外の中学生及び小学生に限る。)
	画展			1,300円 (県内の中学生及び小学生にあっては、1,000円)

備考 (略)

別表第3 (第14条、第19条関係)

1 施設利用料金

(1) 博物館施設利用料金

区分		基準額 (1日につき)	
企画展示室	入場料を徴収しない場合		29,100円
	入場料を徴収する場合		87,300円
特別展示室	入場料を徴収しない場合		38,100円
	入場料を徴収する場合		114,300円
実習室	入場料を徴収しない場合		9,000円
	入場料を徴収する場合		27,000円
講座室	入場料を徴収しない場合		15,900円
	入場料を徴収する場合		47,700円

(2) 美術館施設利用料金

区分		基準額 (1日につき)	
県民ギャラリー1			8,100円
			7,500円
			7,500円
			8,200円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合		7,000円
	入場料を徴収する場合		21,000円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合		7,500円



	入場料を徴収する場合	23,140円
企画展示室 1	入場料を徴収しない場合	33,740円
	入場料を徴収する場合	101,210円
企画展示室 2	入場料を徴収しない場合	41,860円
	入場料を徴収する場合	125,590円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,360円
	入場料を徴収する場合	28,080円

(3) その他施設利用料金

	区分	基準額 (1時間につき)
講堂	入場料を徴収しない場合	3,500円
	入場料を徴収する場合	10,490円

2 (略)

	入場料を徴収する場合	22,500円
企画展示室 1	入場料を徴収しない場合	32,800円
	入場料を徴収する場合	98,400円
企画展示室 2	入場料を徴収しない場合	40,700円
	入場料を徴収する場合	122,100円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,100円
	入場料を徴収する場合	27,300円

(3) その他施設利用料金

	区分	基準額 (1時間につき)
講堂	入場料を徴収しない場合	3,400円
	入場料を徴収する場合	10,200円

2 附属設備利用料金

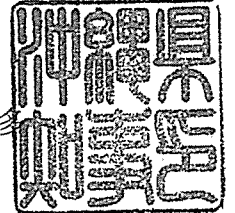
種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
照明器具	1時間につき	3,000円以内で教育委員会規則で定める額
	1時間につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
冷房設備	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
	1時間につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
その他教育委員会規則で定める附属設備	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
	1時間につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額

備考 (略)

総 財 第 1492号  
平成26年 2月 6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「平成26年度沖縄県一般会計予算」、「平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」、「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について貴委員会の意見を求めます。

